



# ひだまり便り

71号 (令和4年11月号)  
特定非営利活動法人  
ひだまり  
理事長 平井紳一

特定非営利活動法人ひだまり事務所…〒263-0005 千葉県稲毛区长沼町3番地  
TEL 043-258-8604 FAX 043-310-5061  
E-mail…[hidamari@almond.ocn.ne.jp](mailto:hidamari@almond.ocn.ne.jp) ホームページ… <https://www.hidamari.or.jp>

## 親自身のための日常生活自立支援事業を考える

～障がいを抱える我が子を一日でも長く見守るために～

ひだまり理事 田川正浩

令和4年10月16日、長沼原勤労市民プラザにて令和4年度第1回ひだまり勉強会を開催しました。NPO ひだまりでは、これまで「親なきあとは、親あるうちに」を基本テーマとして、成年後見制度や意思決定支援など障がい児者本人を対象に、支援する制度や仕組みについて勉強会を開催してまいりましたが、今回は“親を対象”とした勉強会を開催しました。

私たち障がい児者の親は、「一日でも長く我が子と一緒に過ごしたい」と願っています。しかしながら、「親が先に逝く」という宿命は避けられず、「親なきあと」を見据えて「親あるうち」に、グループホームなど、我が子の住まいの場を確保されている方も多いと思います。

そして、週末には自宅に帰ってきた我が子と親子団欒の時間を過ごす。親が元気なうちは、この幸せな時間を続けることができますが、認知症が始まり、判断能力に不安が生じて日常生活を送ることが困難になってくると、やむなく老人ホームなどの施設に入所することになります。

このような時に、“日常生活自立支援事業”を利用し、さらに、買い物や家事などを手伝ってくれる“介護福祉サービス”を併用して、自宅での生活をもう少し頑張ることで、週末に帰ってくる我が子との時間を少しでも長く過ごすことができるようになります。

日常生活自立支援事業では、①福祉サービスの利用援助 ②日常的金銭管理サービス ③書類等預かりサービスなどの援助を受けることができます。利用料は安価で、公的な社会福祉協議会が運営しているので安心です。

## 日常生活自立支援事業でサポートしてもらえる内容

1

### 福祉サービス利用援助

- ① 福祉サービスに関する情報提供・助言
- ② 福祉サービスの利用を始めたり、やめたりするときのお手伝い
- ③ 苦情申し出の時のお手伝い

2

### 日常的金銭管理サービス

- ① 福祉サービス利用料・公共料金・家賃医療費・その他支払い
- ② 日常生活に必要な預貯金の払い戻し・預け入れ・口座引き落としの手続き

3

### 書類等預かりサービス

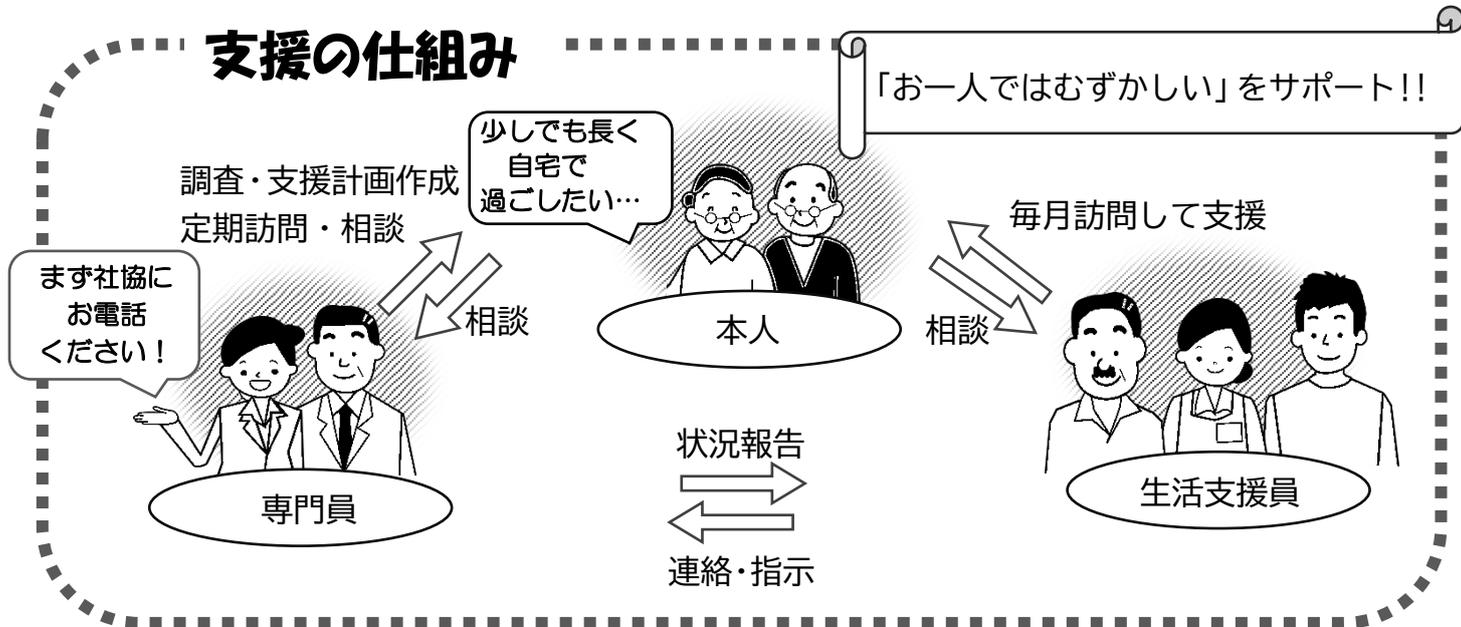
預貯金通帳・年金証書・不動産権利証・契約書などの書類や実印をお預かり  
(貴金属・骨董品・株券・有価証券等は除外)

ご相談は？

お住まいの地域の  
社会福祉協議会（社協）  
にお問い合わせください。



# 支援の仕組み



今回は、千葉市社会福祉協議会が運営する「千葉市成年後見支援センター」の佐藤正幸所長に講師をお願いしましたが、千葉市以外の県内各市町村の社会福祉協議会でも“日常生活自立支援事業”を運営しています。

千葉県では、千葉市を含め23市の社会福祉協議会が、当事業に連携する形で“成年後見”の受任もしていますので、判断能力が著しく劣ってきた場合は「成年後見制度」の利用にスムーズに繋がる利点もあります。

お住まいの地域によって、社協の「成年後見」受任の有無、日常生活支援事業の料金体系など異なる点がありますのでご確認ください。

障がいを抱える我が子を一日でも長く見守るために、いざという時、“日常生活自立支援事業”の利用を考えましょう！

## 利用料 (千葉市社会福祉協議会の例)

利用料金は地域によって異なりますので確認してください！



	年会費(全員)	3,600円 / 年
利用料	福祉サービス利用援助(全員)	1時間未満…500円 1時間以上 1時間30分未満 …1,000円
	日常的金銭管理サービス(希望者)	※以降 30分ごとに 500円加算
	書類等預かりサービス(希望者)	3,000円 / 年
交通費	ご利用者様宅までの往復移動時間	30分以上 500円(1時間以上一律 1,000円)

※生活保護を受けている間は無料です

<お問い合わせ>

NPO ひだまり内障害児者の将来を守る父の樹会事務局

043-258-8552 担当：山本

千葉市社会福祉協議会・千葉市成年後見支援センター

043-209-6000

当日の講演映像をDVD「DVD+RDL」に記録しています。ご覧になりたい方は、父の樹会事務局までお申し出下さい！

